

『定住人口4万人』への挑戦

4つの目指すべき姿に向けて…

『超長期的な可能性、方向性』の提示

02

各 論

—challenge—

各論 I

『定住人口4万人』への挑戦 — challenge —

～ 目指すべき4つの姿 ～

1 “たかねざわ”の姿1（地域コミュニティの再編・再構築）

定住人口4万人を実現する上では、現在「強み」とされている「地域のつながり」、「隣人との信頼関係」を大切にしながら、その一方、既存の行政区を基礎単位としたコミュニティの形に拘ることなく、防災、子育て、イベント等、内容に応じて、効果的な取組みがなされるよう、適宜柔軟にコミュニティ（実施主体）を形成（再編）していく枠組みが必要です。

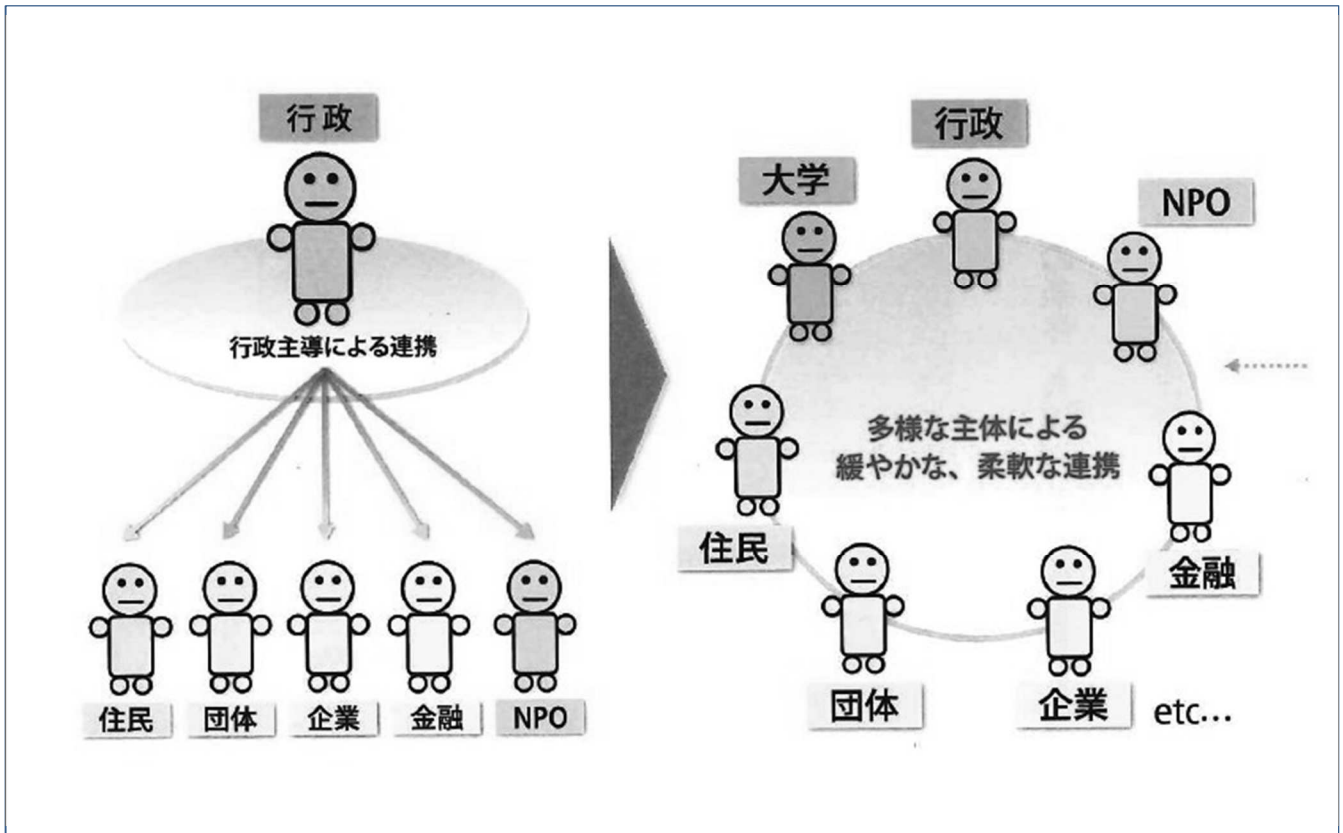
現在の地域コミュニティの基礎単位である54行政区は、平均人口が約500人であり、個人や家庭といった私的範囲よりは大きく、政府や自治体といった公的範囲よりは「小さいまちづくり」＝「地域自治」を担う主体として、防災、イベント、ごみステーションの管理等、良好な生活環境を整えるために、きめ細やかな対応を行っています。

一方で、総論において前記してきた人口減少・少子高齢化は、将来の地域コミュニティの運営に、大きな影響を及ぼします。人的資源が枯渇していくことは、震災を契機として組織された自主防災組織の維持をはじめとする町施策（先進的な環境施策＜生ごみの堆肥化等＞や福祉施策＜地域包括ケア等＞等）の浸透に、大きな影響を及ぼします。何より、人的資源の枯渇が続けば、地域コミュニティの維持すら困難になることも予想される状況です。

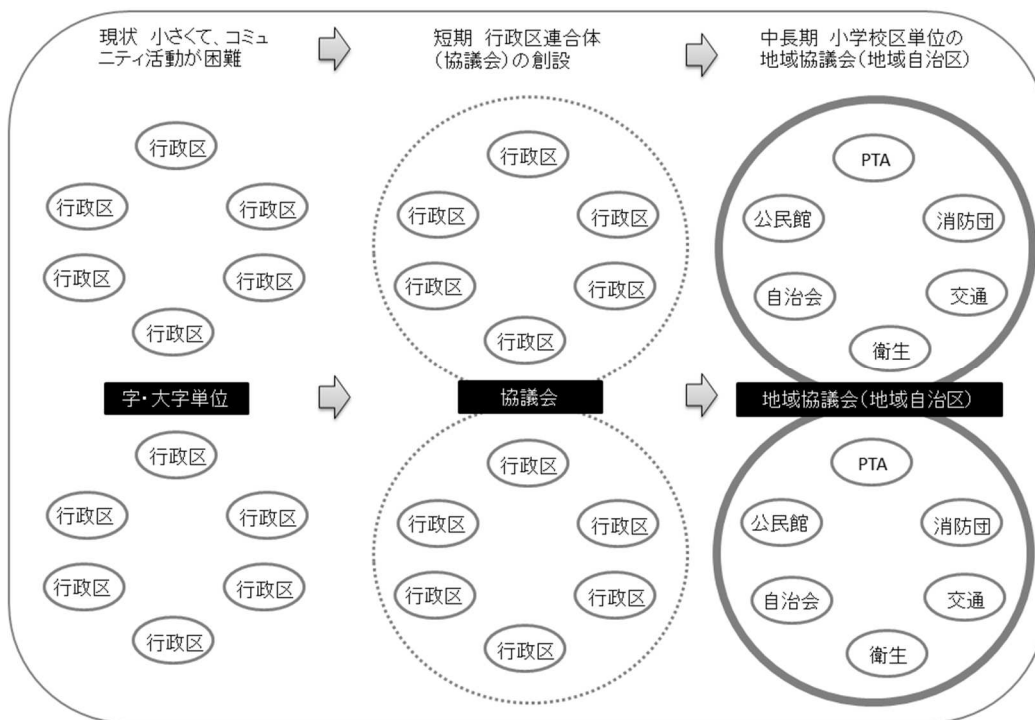
このため、本項にあっては、『定住人口4万人』を目指していくと同時に、単なる人口増という観点ではなく、人的資源を含めた地域資源の最適配分、地域コミュニティの地力増強（個性化）という観点から、新たな地域自治のあり様の可能性や方向性を示します。

また、究極的な地域コミュニティのあり方として、小学校区を単位として複数の行政区から構成される広域行政組織（行政区連合体）を創設すること、さらに、防犯、防災をはじめ、出産、子育てに至る広範な課題に行政区が協力して対応し、その実績を踏まえて中長期的に、小学校区ごとの地域自治区（地域協議会（地方自治法第202条の4））を創設することも視野に、課題の提起を含めて、皆さんと協議させていただきます。

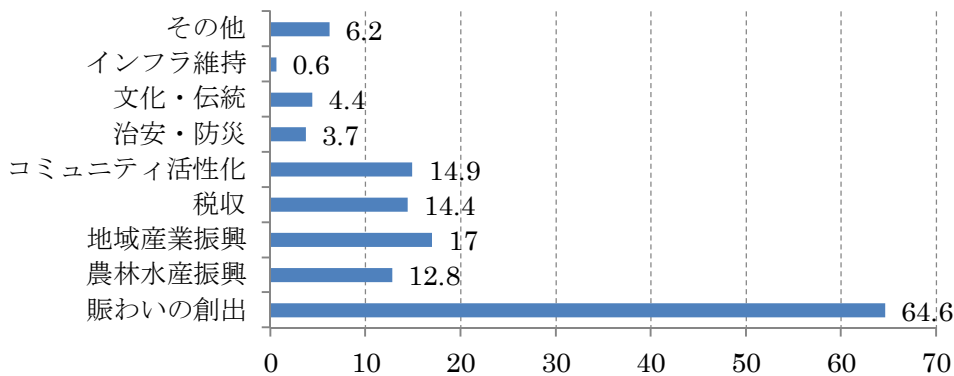
★住民による、住民のための緩やかな連携イメージ



★新たなコミュニティ制度の検討イメージ



【参考データ】若者定住促進策の目的（%）



資料：財団法人地域活性化センター（2013）「若者定住促進施策の現状と課題」

◆ “目指すべき姿” に向けた3ステップ

時系列 challenge	1st step <短期> 2015 (H27) ~2025 (H37)	2nd step <中期> 2025 (H37) ~2035 (H47)	3rd step <長期> 2035 (H47) ~2050 (H62)
	意識醸成 【P114】	→	
多様な主体による柔軟な協働事業 【P119】	→		
中心市街地活性化計画 【P119】	→		
地方自治法による地域自治区 【P120】		→	
コミュニティ拠点の整備 【P121】	→		
地域包括ケアシステムとのリンク 【P122】	→		
デマンド交通の拡充 【P123】	→		

意識醸成 ～再編にあたって～

地域コミュニティの再編・再構築にあたって大前提となるものが、意識醸成です。地域コミュニティの個性（特性）、地力をアップさせ、持続可能なものにしていく基本となるものは、究極的には「人と人との繋がり」であることを忘れてはなりません。制度設計を優先し、性急な運用だけを目標とすることは、本末転倒な結果を招いてしまう恐れがあります。このことは総論「トレンド調査」においても、地域代表者が新たな自治の仕組みの将来展望として、「新たな地域自治の仕組みは必要だが、中身の議論に時間をかけて取り組むべき」と回答し、性急な取り組みよりも、じっくりと議論を重ね、取り組みを検討することを希望していることからもうかがえるとおりです。

また、総論「トレンド調査と町民意識調査の突合調査」においても、「トレンド調査」で「地域活動に対する町民の意識啓発」が求められている一方で、「町民意識調査」においては、「実感度、重要度ともに低い」という結果が示されました。これは「地域自治」、「自治会加入率」、「若者の地域活動への参画意識」といった話題が、まだ十分に議論され尽くしていない、深く掘り下げされていないという課題を浮き彫りにしているものと思われます。

本町の自治会加入率は、2013年度で55%であり、県内で最も低い状況にあります。

この原因には、総論で前記した特殊な住宅状況（「貸家に住む世帯」の割合、その中でも特に「貸家に単身で住む世帯」割合が、県内市町の中で最も高いという特殊事情）があり、町全体の加入率は低いものの、行政区ごとにみた場合、54行政区中34行政区においては、県内市町の平均（約77%）を超える高い加入率を維持しているという、別の事実もあります。

他方で、貸家が多い、加入率が低い行政区において、自治活動や地域活動が衰退しているかといえば、実態は、逆に活動が盛んであるという事実もあり、こうした様々な事実からうかがえることは、「地域コミュニティの個性（特性）、地力アップ」という論点を、「加入率アップ」と比例させて考えるのではなく、「加入率」の現状をどう読み解き、前記した「若者」を含め、どう対策を講じていくかが重要であると考えます。

challenge <通期> — 意識醸成 —

『定住人口の増加』の観点から新たな制度設計（地域コミュニティの再編・再構築）の可能性を示しつつも、不断に議論を重ね、時間をかけてでも、十分な意識醸成を図った上で取り組みを進めていきます。

小学校区を単位とした地域コミュニティの再編・再構築

前記のとおり、現在の54からなる行政区については、平均人口約500人であり、多様な取り組みを行う上では、人的資源等の問題から、効果的な対応が十分に図れないという現状もみられます。

また、行政区の間で人口規模のばらつきが大きく、最小の行政区では67人、最大の行政区では3,813人と、約57倍の開きが生じています。

そこで、54行政区を基礎的単位としながら、現在子育てや防災の拠点である6小学校区を新たな地域コミュニティの単位とし、6小学校単位で再編・再構築していくことを将来的な視野に入れる必要があると考えます。

高根沢町の人口動態を特徴づける30代以降の社会減少の要因は、結婚や出産、子育てといった契機の中にあると考えられます。よって定住人口の増加という観点からも、子育て支援の拠点として、新たな地域コミュニティの一単位として小学校区という可能性を模索することは、理に適っていると考えるものです。

また、小学校区単位にコミュニティを形成することについては、一般論として、次のようなメリットが指摘されます。

- ・ 歩いたり、自転車で移動できる日常の生活圏に近い。
- ・ 子どもの教育や日常生活を通じて、面識のある人が多い。
- ・ 人と人の繋がりを通じて、防災や防犯の取組がしやすい。
- ・ 祭りなどの行事を通じて、交流が図られる機会が多い。

図表 2-1-1 欧米と日本のコミュニティ比較

	自治団体等名称	団体数 (千)	平均人口 (千人)
イギリス	パリッシュ	11	4
アメリカ	タウン	36	8
フランス	コミューン	36	1.6
ドイツ	ゲマイン	16	5
山口市仁保地域	地域開発協議会	-	4
安芸高田市川根地域	振興協議会	-	0.6

(資料) 岡部一明「市民団体としての自治体」2009年7月 御茶の水書房

現在の行政区を6つの小学校区単位に再編することを想定して、それぞれのコミュニティの規模・構成を例示したものが、図表 2-1-2（P117 参照）です。各コミュニティの人口規模は2,500人～9,500人となります。この大きさは、欧米のコミュニティの大きさとほぼ同じです（図表 2-1-1）。

欧州のコミュニティは、名称は異なりますが、内容はよく似ています。例えばイギリスのパリッシュと呼ばれるコミュニティの主な業務は、公園や公民館などの設置管理、都市計画に対する許諾で、人口規模は平均4千人と、後述の先進事例で紹介する飯田市の地域自治区（P120 参照）の業務内容、人口規模とよく似ています。

アメリカでも、町（タウン）等の自治団体は日本の住民団体に近いものです。日本の市町村に該当するのは郡（カウンティ）で、郡（カウンティ）は全米にあります。町（タウン）と呼ばれる自治団体が設置されているのは、半分程度です。アメリカでは最低限の公共サービスは郡から提供され、さらにきめ細かい公共サービスを望む場合に、住民決議により、町（タウン）と呼ばれる自治団体が設置されます。

以上のようなデータをふまえて、再編にあたって、『定住人口の増加』という観点からは、6つの小学校区のそれぞれの個性（特性）を踏まえて対策を講じていくことが必要です。高根沢町には、都市的なエリアと農村的なエリアが融合していることが魅力のひとつです。それぞれの個性・魅力（地力）を高めながら、町内の「都市的コミュニティ」と「農村的コミュニティ」の相乗効果を生み出していく方策を考えます。

なお、「ポテンシャル調査」における、小学校区別の人口動態の分析から、都市的なエリアでは、30代以降の女性の人口流出を抑え、結婚に向けた条件を整えること、農村的なエリアでは、子育て世帯に対し、魅力的な出産・育児環境を提供することが、定住人口の増加に向けて必要な対策と考えられます。

このような魅力的で機能的なコミュニティが創出されれば、住民の満足が高まるだけでなく、住民自らが、コミュニティに参加する意欲が高まると思われます。そのような段階に至るまで、住民に対して先進事例等をPRし、意識の醸成を図っていくことが重要です。

図表 2-1-2 小学校区単位のコミュニティの規模と構成及び
各コミュニティの個性・魅力（地力）（※再編の例）

	規模と構成 (※数字は概数)	コミュニティの個性・魅力（地力）
阿久津 小学校区	約 9,500 人 (主な大字名：宝積寺、石末、 上阿久津、中阿久津)	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 東北線宝積寺駅を中心に東西に広がる都市的エリアを中心とした小学校区であり、高根沢町役場、宝積寺駅周辺市街地など、高根沢町の表玄関としての個性を有する。 ・ 子育て（児童館みんなのひろば）、福祉（地域包括支援センター）等、各種行政施策の推進においても、町西部地区の機能が集約している。 ・ 高根沢町にある 2 つの中学校のうち、西部地区（阿久津中学校）は、このエリアに立地している。
西小学校区	約 7,000 人 (主な大字名：光陽台、宝石 台)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1970 年代以降に組合施行の区画整理によって都市的エリアに成長した小学校区。「情報の森とちぎ」に多くの研究開発型企業が立地する。 ・ 新興住宅地（ベッドタウン、転出入者が比較的多い）としての個性を有する。 ・ 高根沢町の先進的施策である環境施策について、環境教育施設（エコ・ハウスたかねざわ）は、このエリアに立地している。
北小学校区	約 3,500 人 (主な大字名：花岡、平田、 飯室、文挟、伏久)	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 烏山線仁井田駅前の市街地エリアと東部台地へ続く農村エリアから構成される小学校区。 ・ 高根沢町にある唯一の県立高校（高根沢高校）は、このエリアに立地している。
中央 小学校区	約 4,500 人 (主な大字名：石末、花岡、 大谷、西高 谷)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町北西部～中央部にかけて構成されるエリア。 ・ 町のほぼ中央に位置する町改善センター（町教育委員会、陸上競技場、体育館など）、J R 烏山線下野花岡駅、キリンビール跡地、老人福祉施設などが、このエリアに立地している。 ・ 子育て施設（児童館さこのもり）も、このエリアに立地している。
東小学校区	約 3,500 人 (主な大字名：栗ヶ島、寺渡 戸、西高谷、太田、桑窪、 上柏崎、亀梨、中柏崎、下 柏崎、平田)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町中央部から東部台地にかけて広がる農村エリアから構成される小学校区。 ・ J A や土づくりセンター、びれっじセンター、元気あっぷむら、砂部工業団地など、産業振興施設がこのエリアに集積している。 ・ 子育て施設（児童福祉施設れんげそう、ファミリーサポートセンター）も立地しており、各種行政施策の推進において、町東部地区の拠点的な個性を有している。 ・ 東部地区の中学校（北高根沢中学校）は、このエリアに立地している。
上高根沢 小学校区	約 2,000 人 (主な大字名：上高根沢)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部の宇都宮・芳賀工業地区に隣接する農村エリア。本田技術研究所、宮内庁御料牧場などが立地している。 ・ 町唯一の小規模特認校（上高根沢小学校）を有する。

住民による、住民のための柔らかな連携

コミュニティの単位は、既存の行政区、新たな小学校区単位地域コミュニティ等、様々なものが考えられますが、絶対的な正解というものはなく、実施しようという取組みに応じて、連携する単位（例：行政区の中の育成会単位での連携、消防団の分団単位での連携等）や、範囲（エリア）が変わってくるものと考えます。

取組み内容に応じた緩やかな協力体制が、柔軟かつ自然自発的に構成されるような風土、仕組みづくりを考えていくことが重要です。

また、既存の枠にとらわれない、緩やかな連携の視点は、町民（行政区内部）だけの枠組み・連携に留まるものではありません。

「3 就労機会の拡大」においても後述しますが、官（行政）、学（大学等）、民（企業、個人事業主）、NPO等がそれぞれの立場で、ある時はコミュニティの担い手（主役）として、またある時はサポーター（黒子）として、柔軟に協力体制を組めるよう、意識醸成を深めながら、仕組みを形あるものにしていきます。

例えば鹿沼市では、市役所からほど近い路地の「根古屋（ねこや）路地」にて、カフェのオーナー等が主催する市が月1回開かれ、コミュニティを活性化しています。「まちの駅・新鹿沼宿」にイベントスペースを設けるなど、公共施設との連携も始まっています。

住民が主導して協力体制を構築している事例は様々です。

静岡県富士市の東海道吉原宿や長野県佐久市の岩村田本町商店街は、商店街を活用してコミュニティを維持・活性化する取組をしています。

また、農村文化を残していくための住民組織としては、将来ビジョンを策定し、産直や宿泊交流施設などを住民出資で実行している和歌山県田辺市の秋津野塾の例が挙げられます。

さらに、賑わいを創出し、内外の交流を生んでいる事例としては、宇都宮市の「宮ジャズ」、益子町の「陶器市」、那須町の「朝市」、大分県別府市の「オンパク」、宮城県仙台市の「定禅寺ジャズストリートフェスティバル」、北海道函館市の「バル街」など、多種多様です。

高根沢町についても取組み内容に応じて、多様な担い手がアグレッシブに議論、合意形成しながら緩やかな協力体制を組んでいくこと、そして、「一緒になって事業を実施した。」「目に見える成果が上げられた。」という成功体験を積み重ねていくことが、新たな地域コミュニティを構築していくための素地となります。

challenge <短期> — 多様な主体による柔軟な協働事業 —

既存の行政区、自治公民館活動を継続しながら、防災・防犯活動、地域イベント等内容に応じて、できるところから試験的に、複数行政区連携による事業を実施していきます。

他方で事業実施にあつては、主体を行政区、自治公民館に限定することなく、多様な主体（NPO法人、個人事業主等）がかかわり合うことができるよう、行政として情報提供、議論への参画等、側面的支援を強化します。

柔軟な協働事業の成功体験を積み重ね、意識醸成を図っていく際に可能性を秘めているものが、2014年に志民主導で発足した「高根沢町志民活動サポートセンター『たんたん cafe』」の存在です。『たんたん cafe』が将来像として描いている「協働の潤滑油としての機能＝団体間のコーディネート」が形あるものとなっていくよう、議論への参画等、『たんたん cafe』への側面的支援を強化します。

challenge <短中期> — 中心市街地活性化計画 —

2000年に策定した「高根沢町中心市街地活性化基本計画」について、「地域コミュニティ活性化」、「異業種連携（高根沢町版6次産業化）」、「観光情報発信拠点」あるいは「都市住民との交流拠点」等、考えられる宝積寺駅周辺の今後の可能性を、現行の取組みを総括しつつ、『定住人口4万人』への挑戦という観点から再検証します。

他方で、現行計画の中で推進している、多様な主体（NPO法人、個人事業主等）が「ちよっ蔵広場」等で開催するイベントへの側面的支援を拡充し、柔らかな連携の意識醸成（成功事例の積み上げ）を推し進めます。

発展的には、駅（高根沢町の表玄関）という地理的優位性、大谷石の米蔵の再生建築物というアート性を活かした、交流人口が高根沢町に慣れ親しむための定期的なコミュニティ・イベント等も視野に入れながら、取組みを進めます。

新たなコミュニティ制度の検討

小学校区単位の新たな地域コミュニティを構築するには、責任の所在の明確化、意思決定プロセスの確立等、いわゆる「制度設計」が必要です。

「トレンド調査」を見ると、「地域コミュニティ（行政区）を維持・発展させる取組み」としては、「行政区の活動に対する財政的な支援の充実」、「地域活動に対する町民の意識啓発」、「町職員の地域活動に対する積極的な関与」とする回答が多くなっています。

こうしたデータをふまえながら、小学校区単位の新たなコミュニティの創設に向けては、前記した意識醸成（成功体験の積み上げ）を実践しながら、一方で将来的な組織の枠組み（合意形成ルール）の議論も十分に行っていくという、漸進的なアプローチが必要と考えられます。

challenge <中長期> — 地方自治法による地域自治区 —

前項「多様な主体による柔軟な協働事業」における、行政区横断的な成功体験（意識醸成）を積み重ねた後、地方自治法に定める地域自治区として、小学校区を単位とした新たなコミュニティを創設します。

地域自治区では、複数の構成員からなる地域協議会が、市町村長の権限に属する事務の一部を分掌します。

(資料：地方自治法による地域自治区 条文抄録) 第四節 地域自治区

(地域自治区の設置)

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

(地域協議会の設置及び構成員)

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

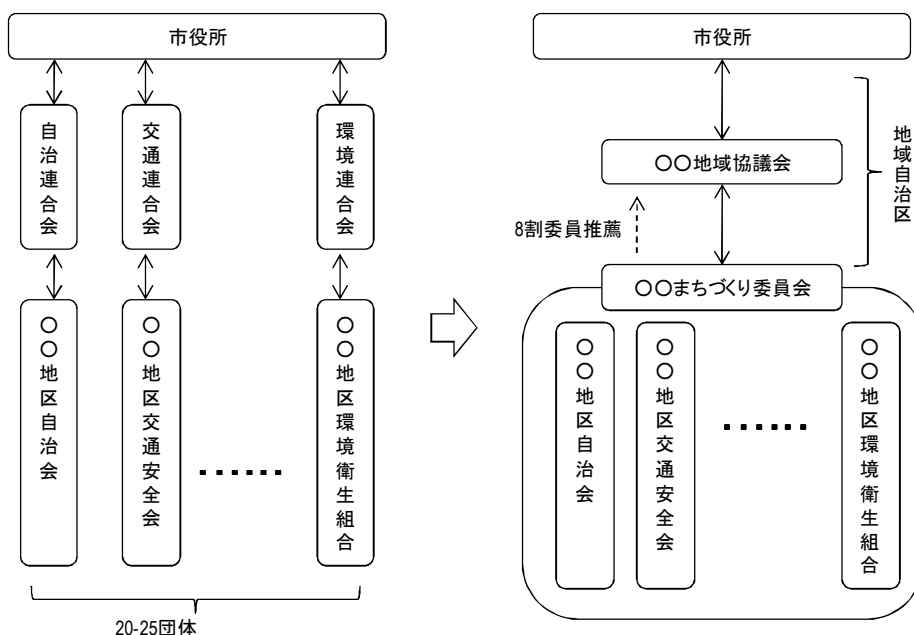
2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるができる。

先進事例 ～地域コミュニティの再編・再構築～ (長野県・飯田市)

飯田市では、地区自治会や各種団体が、細分化された状態で形成されており、柔軟性や効率性に欠けていました。この弊害を打破し、地域毎に実情にあわせるため、各地域協議会の下で、各種団体を再編するに至っています(2007年4月から)。防犯や交通安全、並木や公園の維持管理などを、各地域の「まちづくり委員会」が一括管理することにより、合理化・効率化の効果をあげています。



コミュニティの拠点づくり

小学校区単位の地域コミュニティを実際に運営していくにあたっては、活動拠点を確保する必要が生じることが想定されます。このため、意識醸成（機運の高まり）をみながら、その規模や形態に合わせて、既存の公共施設等を利活用等も視野に、拠点づくりを検討していきます。

広島県安芸高田市の川根地域（下記先進事例）では、中学校の跡地に建設した研修・飲食・宿泊施設（エコミュージアム川根）が、コミュニティの拠点としても機能しています。

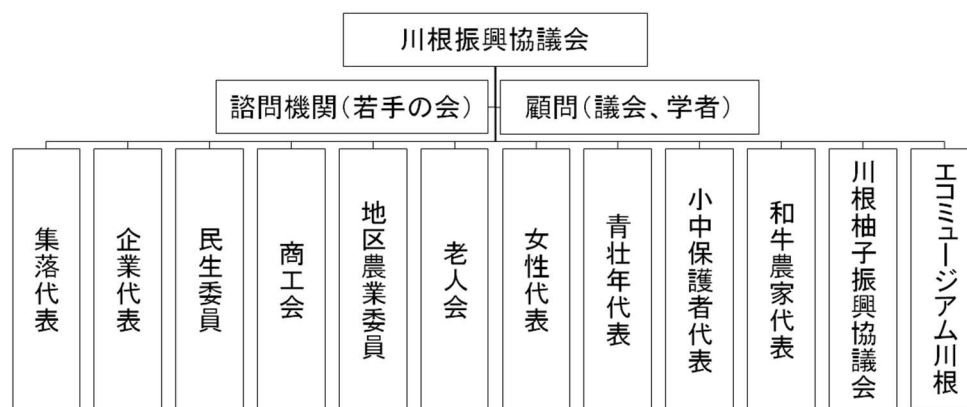
challenge <短中期> — コミュニティ拠点の整備 —

既存の公共施設等を活用したコミュニティ拠点を小学校区を単位としたコミュニティごとに設置します。コミュニティ拠点は、出産・子育てのサポート（児童館や学童保育所等）やコミュニティの交流の場としての役割のほか、防災拠点として、自主防災組織の訓練の場として活用します。また、これまで取り組んできた先進的な環境施策（生ごみの堆肥化）についてもここを拠点として引き続き取り組みます。

先進事例 ～コミュニティ拠点の運営～

（広島県安芸高田市・川根地域）

広島県安芸高田市の川根地域では、民間がコミュニティの担い手として活躍し、住民組織が公共サービスの一翼を支えています。研修・飲食・宿泊施設（エコミュージアム川根）や柚子加工（6次産業化）まで様々な民間の担い手が柔軟に連携しながらコミュニティサービスを提供しています。エコミュージアム川根は中学校の跡地を利用したもので、コミュニティの拠点としても機能しています。



小学校単位地域コミュニティのリンク

前記してきたとおり、本プロジェクトが素描として描く将来的な小学校区単位の地域コミュニティのイメージは、「各単位地域コミュニティの個性化、地力アップ」、「個性（特性）に応じた、限られた地域資源の最適配分」であって、それぞれの地域コミュニティの中だけで、行政手続き・福祉・子育て・生涯学習等、全ての機能を完結させることは想定していませんし、資源が限られている以上、それは物理的に不可能です。

このため「地域コミュニティの再編・再構築」にあっては、それぞれの地域コミュニティの個性（特性）、機能分担を明確にした上で、それらのリンク、つまり町民の皆さんが、暮らしの中の様々な目的に応じて、ストレスなくそれぞれの地域コミュニティを行き来できる環境づくり（ソフト及びハード双方からの取組み）が必要です。

challenge <短期> — 地域包括ケアシステムとのリンク —

現在厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を実現するための取組みを開始しています。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じていることをふまえ、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、行政だけでなく、多様な主体による協力体制により作り上げていくことが必要とされています。

この動きに対応し、高根沢町においても地域包括ケアシステムのあり様の議論が開始されています。

地域包括ケアシステムの議論は、『定住人口4万人』への挑戦にも、大きな影響を及ぼすものです。自助、共助のあり様の議論がなされることは、本論における「地域コミュニティの意識醸成」そのものですし、自助、共助の新たなサービスが創出されていくことは、本町の目指すべき姿の1つである新たな就業機会を生む可能性を秘めています。さらに地域包括ケアシステムは、将来的な「暮らしの安心感」、「高根沢町のイメージアップ」といった点で、本プロジェクトがターゲットとしている子育て世代等の転入促進に対しても、一定の訴求力を持つものと考えられます。

このため本プロジェクトにおいては、地域包括ケアシステムの議論を注視しながら、各単位地域コミュニティの担い手や機能分担、リンク等を『定住人口増加』の観点から検討し、調整を行っていきます。

challenge <短期> — デマンド交通の拡充 —

2009年10月に運行を開始し、通院、買物、クラブ活動等に活用されているデマンド交通システム「たんたん号」について、人口の増加に応じて、運行ネットワークの拡充や定時定路線化などを検討します。また、福祉関連や小中学生の対応も検討します。

各種補助バス事業

	市町村有償運送	福祉有償運送	スクールバス
運営	市町村	非営利組織	教育委員会
主対象	高齢者		小人、高齢者（混乗時）
委託先	タクシー会社、三セク等		

2 “たかねざわ”の姿2（土地利用の見直し）

『定住人口4万人』に向けて、そして、前記「1. 地域コミュニティの再編・再構築」を具現化していく上においては、土地利用の見直しと併行して進めていくことが必要です。

高根沢町では、1970年の町全域の都市計画区域の指定により、市街化区域を集中的に整備するとともに、市街化調整区域（農村地域）での開発を抑制してきたことで、都市と農村が共存・融合した、バランスのとれた景観（高根沢町の原風景）を形成してきました。

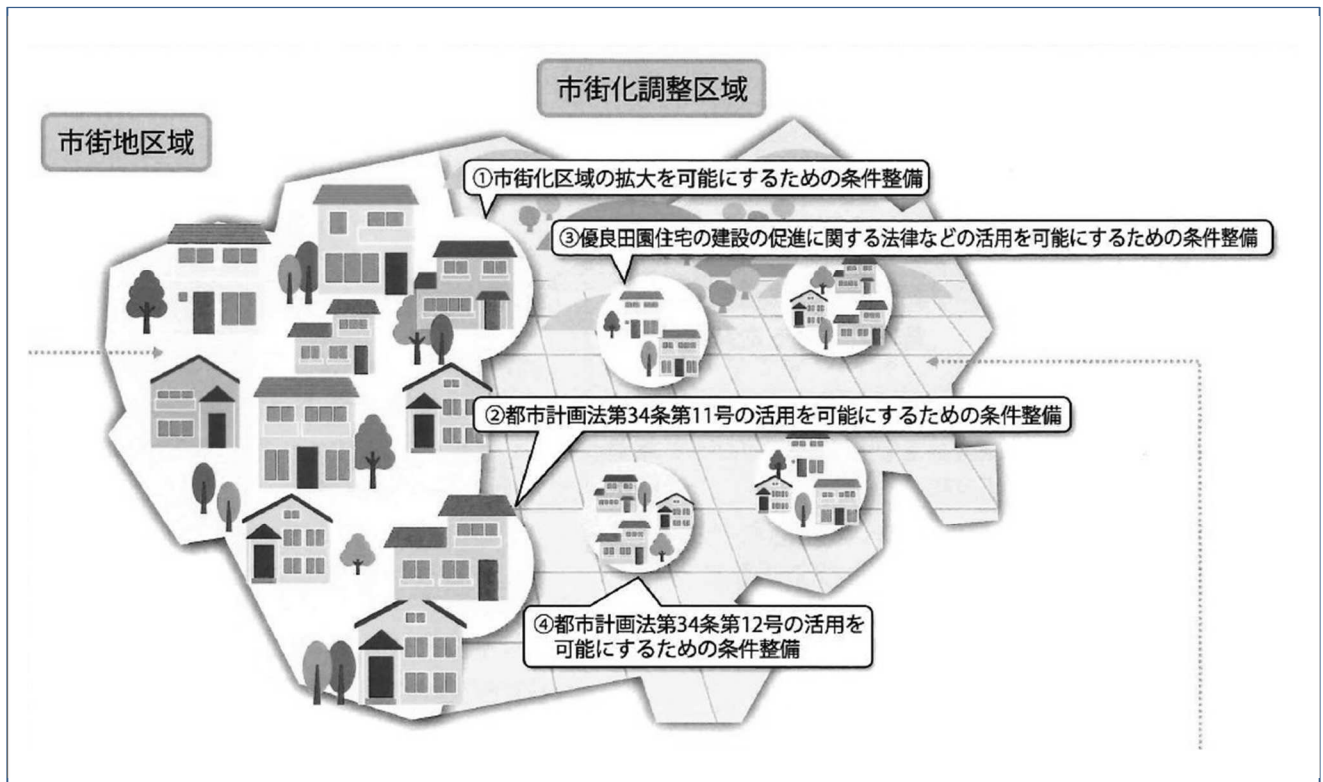
その一方で、高根沢町の土地利用を見ると、総面積7,090haのうち市街化区域が579.3ha、市街化調整区域が6,510.7ha、そして市街化調整区域のうち3,830.7haが農業振興地域の農用地となっており、「トレンド調査」にみられたように、「土地利用の制約が多く暮らしにくい」あるいは「土地が高く住宅が建てにくい」ことが、最重要課題のひとつとなっています。

「トレンド調査」の「町の土地利用に対する考え」をみると、「現状のままでよい」とする回答はほとんどなく、地域住民代表、商工業者代表、農業者代表いずれからも、「市街化区域と市街化調整区域の両区域で住宅地を増やすことが必要」という回答が、最も多く寄せられました。これは前記のとおり、市街化調整区域における人口減少に歯止めがかからないこと、また、この状況が続けば、地域コミュニティが崩壊しかねないことに対する危機意識の表れであると考えられます。

このため今後は、宅地の供給について、高根沢町のあるべき都市計画や景観保全とのバランスをとりながらも、市街化区域の拡大や市街化調整区域における農地転用等について、規制緩和の可能性等も視野に入れながら検討し、前記「1 地域コミュニティの再編・再構築」と併行しながら、「地域資源を各小学校区を単位とした地域コミュニティの個性（特性）に合わせて全体に最適配分する」という、高根沢町に合った、新たなゾーニングを構築していく必要があると考えます。

ただしこれは、無秩序に開発を進めていくという意味ではありません。

本項は、都市と農村が共存・融合した景観や、隣人との信頼関係を拠りどころとした地域コミュニティといった、高根沢町の個性（特性）を残しながらも、それらを持続可能なものとするために、定住人口増加の観点から、新たな高根沢町の土地利用の可能性や方向性を示すものです。

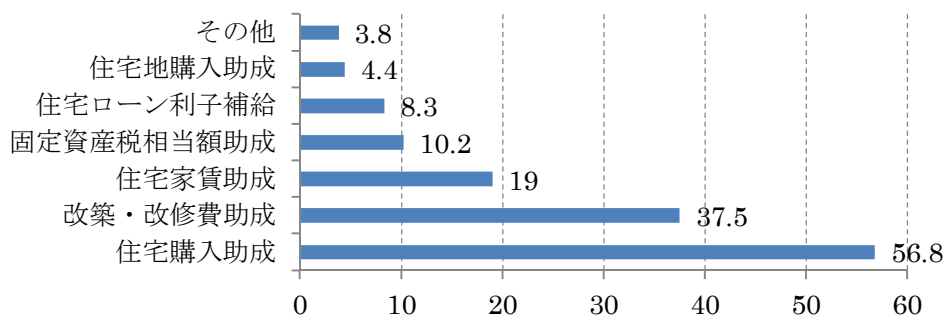


【図の解説】

コミュニティの再編・再構築に合わせて、土地利用の見直しを推進していきます。

1. 阿久津小学校区や西小学校区など都市的なエリアでは、①市街化区域の拡大を可能にするための条件整備や②都市計画法第34条第11号の活用を可能にするための条件整備により、必要に応じて宅地を供給できる環境を整備します。
2. 上高根沢小学校区、東小学校区、中央小学校区など農村的なエリアでは、小学校を中心とした一定の区域を中心に、③優良田園住宅の建設の促進に関する法律などの活用を可能にするための条件整備や④都市計画法第34条第12号の活用を可能にするための条件整備により、必要に応じて宅地を供給できる環境を整備します。

【参考データ】住宅助成策（％）



資料：財団法人地域活性化センター（2013）「若者定住促進施策の現状と課題」

◆ “目指すべき姿” に向けた3ステップ

時系列 challenge	1st step <短期> 2015 (H27) ~2025 (H37)	2nd step <中期> 2025 (H37) ~2035 (H47)	3rd step <長期> 2035 (H47) ~2050 (H62)
	低未利用地情報の共有 【P127】	→	
市街化区域の拡大 【P127】		→	→
市街地利用の高度化 【P127】	→	→	
優良田園住宅制度の活用 【P128】	→		
特区制度の活用 【P128】	→	→	
市街化調整区域の宅地化① (都計法第34条第10号) 【P129】	→		
市街化調整区域の宅地化② (都計法第34条第11号) 【P129】	→		
市街化調整区域の宅地化③ (都計法第34条第12号) 【P129】		→	→
市街地整備事業の推進 【P131】	→	→	→
住宅が循環する仕組みの構築 【P132】	→	→	→

宅地の供給① 市街化区域の拡大

現在、市街化区域（579.3ha）は、宝積寺地区、仁井田地区、芳賀・高根沢工業団地地区、砂部工業団地地区です。

市街化区域について、阿久津小学校区と西小学校区の人口動態から見ると、30代の転出が多いことから、結婚や出産等、家族構成の変化した子育て世代が、高根沢町の賃貸住宅では手狭になり、町外の賃貸住宅に転居していることが考えられます。

また高根沢町は、借家率が42.2%と栃木県平均よりも13ポイント上回っていることから、町外への転居を抑制するためには、ニーズに合った賃貸住宅に加えて、持ち家ニーズを充足する魅力ある住宅を供給する必要があります。

加えて「トレンド調査」によると、「宅地の供給が限られており、地価、賃料が高い」との声が多く寄せられました。これは、宅地が主として台地エリアに限られており、十分な供給がされていないためと考えられます。

このため、これまで以上に市街化区域内低未利用地の有効活用を検討していくのはもちろんのこと、後述する住宅取得促進制度や住宅が循環する仕組みを構築しながら、人口の増加を想定し、必要に応じて市街化区域の拡大も視野に取組みを進めていく必要があります。

challenge <短期> — 低未利用地情報の共有 —

市街化区域内の低未利用地情報データベースを構築し情報共有を図ります。また、現状把握とともに、町民の皆さんと議論を重ね、土地利用の今後のあり方を共有します。

challenge <中長期> — 市街化区域の拡大 —

人口の増加を想定し、必要に応じて市街化区域の拡大も視野に、取組みを進めます。

都市計画法第34条第11号による、隣接市街化調整区域の宅地化の可能性も探っていきます。

challenge <短中期> — 市街地利用の高度化 —

マンション、ガレージ付き住宅等、時勢に応じた町民の皆さんの住宅ニーズを十分に検証し、一方で高根沢町らしい景観を守ることのバランスをとりながら、必要に応じて、用途地域の見直しの取組みを進めていきます。

合わせて、総論トレンド調査において示された「買い物利便性」へのニーズについて、市街地利用（用途地域）の観点から検証・検討していきます。

宅地の供給② 農地転用

市街化調整区域に所在する小学校区を単位としたコミュニティについては、農業・農村・田園の魅力を活かし、小学校周辺を中心としたエリアを宅地化することが考えられます。その際、小学校を中心とする一定のエリアを対象とし、対象エリアの中で可能な箇所の宅地化を目指します。

コミュニティの中核をなす農業従事者に関連する世帯と高根沢町内外に従業する子育て世帯が対象として想定され、居住に加えて、後述するコミュニティビジネス等も立地する可能性があることから就労の場としての整備も必要です。

市街化調整区域に所在する小学校周辺については、宅地以外の土地が多く、土地利用の見直しに際しては、市街化調整区域の場合の都市計画法に基づく開発許可、農地の場合の農地法に基づく農業委員会の転用許可、農用地の場合の農業振興地域制度に基づく都道府県知事の協議（同意）などがあり、優良田園住宅制度等を活用し、円滑に運用することが求められます。

challenge <短期> — 優良田園住宅制度の活用 —

農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建て住宅を対象とした「優良田園住宅」制度を活用し、建設計画について認定を受けた事業者の都市計画法の開発許可、農地法の転用許可、農業振興地域法の農用地区域からの除外について手続きの円滑化を図ります。

なお、優良田園住宅制度を利用する際に想定される住居系の地区計画については、0.5ha以上5ha未満の地区とされており、市街化調整区域における5ha未満の地区計画について栃木県が定めた同意方針に基づき、都市計画決定されることとなります。

challenge <中期> — 特区制度の活用 —

農業振興地域整備計画の中で農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合に必要とされる県知事の同意について、特区制度の活用等を通じて、一定の条件を満たす場合には、県知事の同意基準を緩和できるよう、働きかけを行います。

challenge <短期> — 市街化調整区域の宅地化①（都市計画法第 34 条第 10 号） —

高根沢町の市街化調整区域の開発行為については、栃木県の許可が必要です。栃木県は、都市計画法第 34 条第 10 号の規定に基づき、既存の社会基盤の有効活用、既存の優良な住宅・産業団地の補完、住環境の維持・保全、市町村合併後等の都市機能の維持・増進を目的とするもので、一定条件を満たす場合を対象とすると定めています。住居系の場合には、優良田園住宅を除き、駅周辺か市街化区域周辺が条件とされています。

challenge <短期> — 市街化調整区域の宅地化②（都市計画法第 34 条第 11 号） —

栃木県は、都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づき、市街化区域に近接し、建物が連たんしている地域については、市街化調整区域における開発行為を許可する条例を定めています。地域の現状把握や、住民との意見交換を踏まえつつ、栃木県に申請し、コミュニティの拡大を図ります。

challenge <中期> — 市街化調整区域の宅地化③（都市計画法第 34 条第 12 号） —

栃木県は、都市計画法第 34 条第 12 号の規定に基づく条例制定を中期的な検討課題としています。なお、茨城県や群馬県では条例が制定され、つくば市や太田市では、市街化調整区域に特別区域が指定され、宅地化等に柔軟な運用がなされています。また、つくば市では、人口が減少している小学校区に限定して、戸建て住宅の許可を行い、指定面積は調整区域の 2.1%に達しています（2012 年 3 月末）。栃木県でも当該条例を制定するよう、働きかけを行います。

（資料：都市計画法第 12 条の 4 地区計画等、第 34 条 市街化調整区域に係る開発行為）

（地区計画等）

第 12 条の 4 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

1 地区計画（以下略）

（市街化調整区域に係る開発行為）

第 34 条

10 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

11 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

12 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

先進事例 ～土地利用の見直し～ （兵庫県加古川市）

兵庫県の加古川市では、都市計画法第34条第12号に基づく「田園まちづくり制度」と呼ばれる独特のシステムを有しています。市街化調整区域の集落毎に区域を設定して地域住民が参加したまちづくり協議会を設立、ボトムアップ型の土地利用計画を策定し、必要なエリアについて「特別指定区域」として、開発許可の緩和を行うものです。

区域内に農地が入っている場合には、県農政担当部局との調整を行います。

加古川市「特別指定区域」の概要



都市基盤の整備

良好な宅地の供給を促進するために、土地区画整理事業や下水道の整備を、これまで以上に推進していく必要があります。

市街化区域においてはこれまで、快適に暮らせるまちづくりを推進し、宝積寺駅・ちよつ蔵広場を整備し、駅東側の利便性が向上しました。一方で、宝積寺駅西第一土地区画整理事業は進捗に遅れが生じ、また、特に旧市街地（宝積寺地内）における狭小道路や、近年のゲリラ豪雨などに備えた排水対策等が課題となっています。

また下水道について、高根沢町の生活排水処理施設利用人口は、平成 25 年度末現在で 20,654 人（全人口 30,089 人の 68.6%）です。その内訳は、公共下水道接続人口（13,630 人）、浄化槽設置人口（5,418 人）、農業集落排水接続人口（1,606 人）です。

総論「突合調査」において前記した「町民意識調査結果」や市街地の水洗化率（※生活排水処理施設が利用可能な人口に対し、実際に利用している人口の割合）からみて、市街地における町民の皆さんの公共下水道未整備区域の早期着手要望は高いので、財政状況が厳しい中であっても、着実に取組みを進めていくことが必要です。

challenge <短中期> — 市街地整備事業の推進 —

地域住民の皆さんとの合意形成を図りながら、計画的に道路・公園・住宅地などの整備を推進していきます。

【宝積寺駅西第一土地区画整理事業】

	平成 25 年度末整備済	平成 32 年度末整備予定
宅地造成（面積）	8.11ha	14.30ha
<全体計画 14.30ha>	(56.7%)	(100%)
都市計画道路（延長）	647m	1,364m
<全体計画 1,364m>	(47.4%)	(100%)

【宝積寺駅西第二地区】

当地区の宝積寺西通りと宝積寺駅前通りの都市計画道路を中心とした整備について、地域との合意形成を図りながら事業計画を策定していきます。

多様な価値観に対応できる支援制度の検討

「住宅を持つよりも、貯蓄をしたい。」、あるいは「住宅はあるけれど、手持ちの現金にゆとりがない。」など、現役世代からシニア世代まで、資産に関する価値観は様々です。例えばシニア世代においては、「リバースモーゲージ」(※すでに保有している住宅を担保に、毎月一定額の融資を受けるローンであり、返済はせず借入者の死亡時に住宅を処分して返済資金にあてるもの)などの制度が、地域金融機関との連携によって活用されつつあります。

これらの状況からうかがえることは、住宅を循環させる時代が到来しているということです。ひとつの住宅を全てのライフステージに合わせるといった発想から、適切な「すみか」をライフステージごとに選ぶという発想へと変わりつつあります。

challenge <短中期> — 住宅が循環する仕組みの構築 —

世代が交代しても過疎化しない「持続可能な地域づくり」のために、住宅を循環させる環境を構築すべく、前述した先進事例を検証しながら、「売却」、「賃貸（定期借地権等）」あるいは「リバースモーゲージ」等、町民の皆さん、各世代のニーズを十分に検証し、高根沢町の特性に合った制度を創設していきます。

3 “たかねざわ”の姿3（就労機会の拡大）

総論において総括してきたとおり、高根沢町の産業は、（1）宇都宮・芳賀工業地区に属している産業集積の一部としての特性、（2）伝統的な農業エリアとしての特性、（3）（今後の方向性として）子育て世帯向けサポートサービスを含むサービス産業といった、3つの側面を持っています。

そして、それら3つの産業の側面を、『定住人口4万人』という視点でみたときに、次の3つの戦略が考えられます。

①人的資本（優良企業の若くて優れた人材）の流入という高根沢町の「強み」を、産業集積等の「機会」にマッチングさせて、就労機会の拡大を図ること。

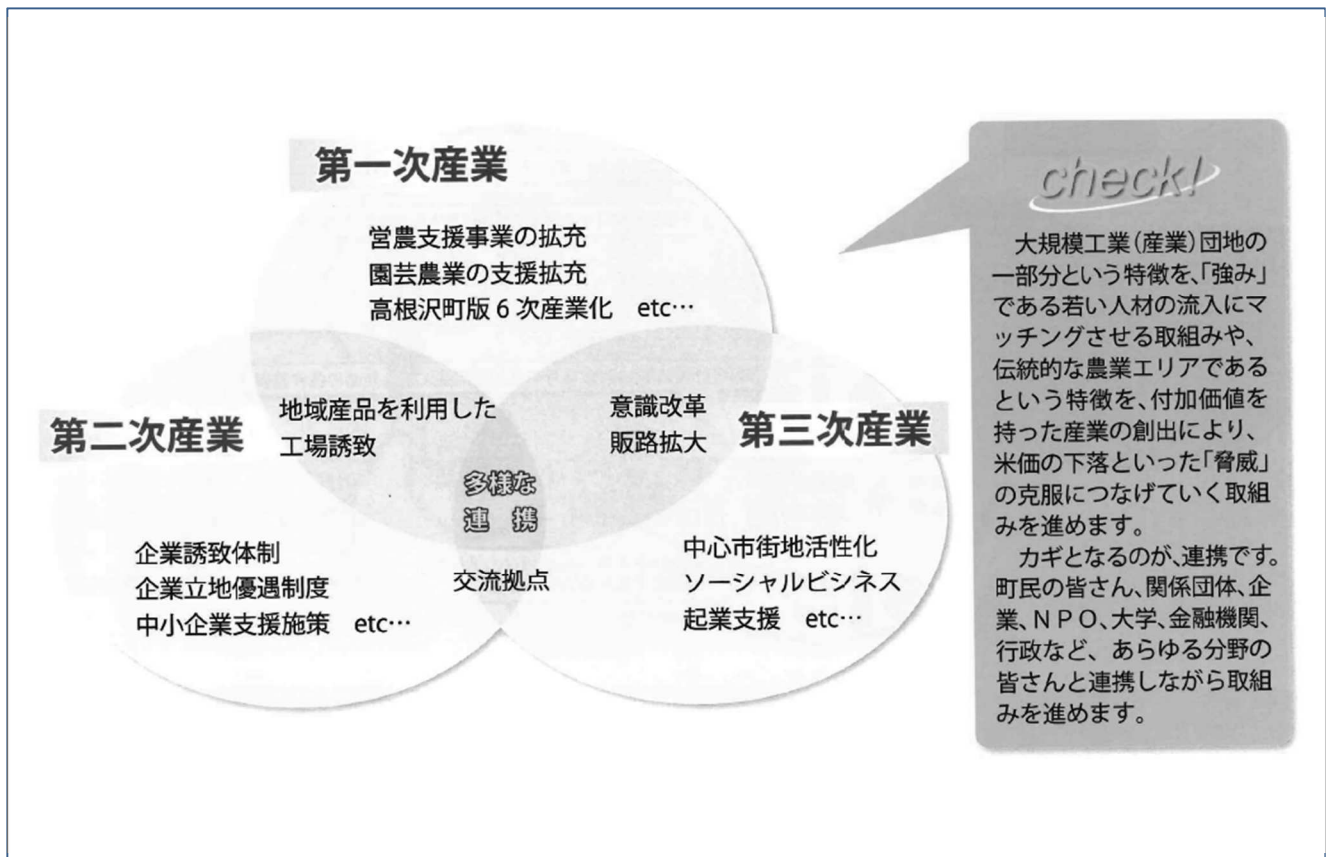
②食米価格の下落等の「脅威」を克服しつつ、農業・農村・田園の存在という高根沢町の「強み」を活かすため、付加価値を持った新たな産業を創出し、就労機会の拡大を図ること。

その際にあっては、前記「1 “たかねざわの姿” 1（地域コミュニティの再編・再構築）」の推進と併行しながら、既存の枠組みに捉われることなく、多様な主体（農業者、商工業者、民間企業、個人事業主、金融機関、大学、行政等）が、柔軟な発想で、緩やかな協力関係のもと、第一次産業から第三次産業までを包含した就労モデルとして企画立案・事業推進できる枠組みを構築すること。

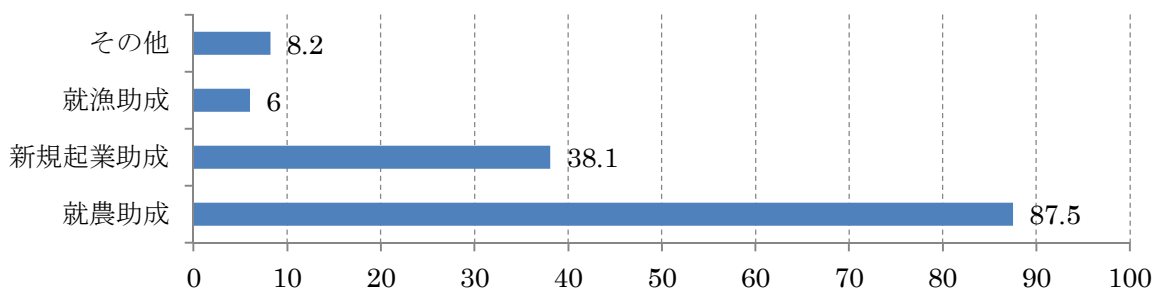
③特に子育て世代をターゲットとした「転出抑制」及び「転入促進」を図る上で、高根沢町の「強み」を作るために、子育て世帯向けサポートサービスといった、新たなサービス産業を創出し、就労機会の拡大を図ること。

その際にあっては、②と同様、多様な主体による柔軟な協力関係に配慮すること。

本項では、その3つの戦略に基づく具体的な取組みの可能性や方向性を示します。



【参考データ】新規起業・就農助成金 (%)



資料：財団法人地域活性化センター（2013）「若者定住促進施策の現状と課題」

◆ “目指すべき姿” に向けた3ステップ

時系列 challenge	1st step <短期> 2015 (H27) ~2025 (H37)	2nd step <中期> 2025 (H37) ~2035 (H47)	3rd step <長期> 2035 (H47) ~2050 (H62)
	営農支援事業の拡充 【P136】	→	
担い手農家への農地集積の促進 【P136】		→	
園芸農業の支援拡充 【P136】	→		
高根沢町版6次産業化の取組み推進 【P137】	→	→	→
企業誘致体制の強化 【P138】	→		
キリンビール跡地への製造業拠点の誘致 【P138】	→		
企業立地優遇制度の創設 【P139】	→		
中小企業支援制度の拡充 【P139】	→	→	
新しい産業団地 【P140】		→	→
中心市街地活性化計画(※再掲) 【P141】	→	→	
「ちよっ蔵広場」を核とした各種イベント開催 【P141】	→		
起業支援の拡充 【P142】	→		
NPO支援施策の拡充 【P142】	→		

農業・農村・田園を活かした就労機会の拡大と異業種連携

「トレンド調査」において明らかになったように、高根沢町の農業については、農業経営の法人化や経営の合理化等により、生産性の向上と経営規模の拡大が図られ、町の基幹産業の一翼を担うことが期待される一方、農家世帯の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加し、産業として衰退する懸念があり、これを克服することが必要です。

こうした中、米づくりに適した農地の多い高根沢町においても、一部では畑や園芸作物への転換が図られつつあります。

鮮度が付加価値の要素となり、消費地への近接性が優位性を持つ野菜については、高根沢町は、首都圏マーケットへの供給地として大きなポテンシャルがあります。また、交流人口の拡大という点では、首都圏人口を活かした市民農園的なサービス業も展開の可能性ががあります。

その際に重要な取組姿勢となるものが、住宅産業、金融業、食品産業、商工業、観光業などの緩やかな協力体制（異業種連携）です。多様な主体との連携体制を促進していく中で、農業者の意識改革を促し、付加価値のある商品の開発を着実に進めていくとともに、各産業の有する販路を横断的に活用し、新たな販路を開拓していきます。

challenge <短期> — 営農支援事業の拡充 —

新規就農者、後継者の育成を図ります。栃木県の農業大学校では、基礎的な農業知識や専門的な営農技術、農業経営者としての心構え等を、実習を通して学ぶことができる新規就農希望者研修を実施しています。無利子の就農支援資金制度もあります。これらの制度を活用する新規就農者や後継者とのネットワークを構築し、新規就農、後継者の育成を図ります。

challenge <中期> — 担い手農家への農地集積の促進 —

農地の遊休化を防止し、農地の有効利用に取り組みます。また、経済性に基づいた強い農業の確立を応援します。国は農地の集約化を、機械化が必要な作物への助成や、農地中間管理機構の設立によって目指しています。

challenge <短期> — 園芸農業の支援拡充 —

新規就農者や小規模家族経営農家を中心として、収益性の高い施設園芸型農家を支援します。園芸作物のポイントは鮮度です。首都圏との交通利便性を改善することによって園芸農業を支援します。

challenge <短期> — 高根沢町版6次産業化の取組み推進 —

「1 地域コミュニティの再編・再構築」における意識醸成（多様な主体の横断的な、アグレッシブな連携）の取組みと併行して、農商工の連携支援を、農商工に拘ることのない、学（高校・大学）、金（金融機関）等を含めた異業種連携を目指した取組みとして推し進め、「高根沢町版6次産業化」として形あるものにしていきます。

「総論」前記のとおり、高根沢町における6次産業化は、地理的な条件や就業構造等を背景として、取組みが進んではいない状況にあります。他方で、食米価格の下落、TPP交渉の動向等の脅威を克服しながら、就労機会を拡充する機会を獲得するためには、今後の方向性として、付加価値を持った産業の創出は、避けては通れない課題です。大規模な経営体設立、巨額の設備投資等、他市町の先進事例にみるような事業までが必要かどうかは別として、小さなところからでも、多様な主体の連携（産業モデル創出、雇用モデル創出）の芽を育てていく中で、農業者の「意識改革」及び「販路拡大」を、着実に進めていく必要があります。

高根沢町はこれまでも、「高根沢町元気メニュー開発プロジェクト」において、「高根沢産につこり梨のソース」や「高根沢ちゃんぽん」等、官、民（地域）、産（第3セクター）、学（大学）の緩やかな協力体制の中で、商品開発を行ってきた実績があります。現在はさらに、金（金融機関）や民（民間企業）との新たな協力体制のもと、販路獲得に向けて取組みを進めているところですので、このような異業種連携の成功事例を、まずは着実に積み上げていきます。

例としては、元気あつむらの直売所における野菜や本館売店における加工品の取り扱いを強化します。また、農商工連携に取り組む事業者を支援するため、商工会や高根沢町経済懇話会等と連携しながら農業者と商工業者のマッチングイベントを開催します。

2014年から開始したインターネット（EC：イーコマース）を用いた農産物の販売、農村体験の推進も可能性を秘めています。ECを活用するポイントは、トレーサビリティとイメージ戦略です。生産者名を表示するだけでなく、生産者のブログ等とのリンクを通じて、消費者との重疊的なコミュニケーションを図るとともに、民との協力体制のもと、キャッチーなイメージ戦略を図っていくことで、付加価値の創出に繋がります。

また、イメージ戦略という点においては、本町の先進施策である「循環型社会」、「環境保全型農業」を効果的に絡めながら展開していくことも、重要なポイントになるものと考えます。

製造業等の事業拠点の誘致による就労機会の拡大

「総論」前記のとおり、高根沢町に事業所を構える製造業としては、当地操業のマニー高根沢工場(医療機器)や、宇津救命丸高根沢工場(小児薬)、テイ・エステック(自動車用部品)などがあります。かつてはキリンビール栃木工場も操業していましたが、2010年10月に閉鎖されました。

最近「情報の森とちぎ」に、ケーヒン(自動車用部品)、ホンダロック(自動車用部品)、ジーテクト(自動車用部品)などの企業立地が進んでいます。さらに、高根沢町周辺には、工業団地が集積しており(清原工業団地、芳賀工業団地)、経済圏でみると、大規模な工業地域の一角として位置づけることもできます。

製造業等の事業拠点を誘致し、就労機会の拡大を図るという点については、今後も、宇都宮市をはじめとした近隣市町村からなる産業集積の動向に応じて、大型事業拠点の誘致・新設を行うことが就労機会の確保策として効果的です。

「トレンド調査」では、商工業代表者アンケートにおいて「将来に向けて事業を継続・発展させていくために必要な取組」として「経営規模拡大や企業誘致等に対する行政の支援」が挙げられていることから、企業誘致のための体制強化と企業立地優遇制度の創設を行う必要があると考えます。

challenge <短期> — 企業誘致体制の強化 —

高根沢町は、新たに台頭する工業地帯であり、北関東自動車道周辺に建つ工場群を指す「北関東横断工場ロード」の一角を占めます。2020年には高規格道路「宇都宮高根沢バイパス」によって北関東自動車道と結ばれ、今まで以上の立地となります。アクセスに恵まれた立地、キリンビール跡地の存在、数多い専門的・技術的職業従事者、優れた田園環境、後背地の林産資源等、の利点を活かし、企業を誘致します。

challenge <短期> — キリンビール跡地への製造業拠点の誘致 —

製造業拠点を誘致する上では、JR下野花岡駅前に位置するキリンビール工場跡地(約27ha)の活用が効果的です。キリンビールの操業時に使用していた工業用水や特別高圧の電力が利用できることがメリットとして挙げられます。

誘致に際しては、宇都宮・芳賀工業地区の産業集積の一角として「すり合わせ型」の産業を誘致したり、近隣を含めた農業・農村・自然資源を活用した食品工場・植物工場やCLT(耐震耐火パネル、木造ビルが可能)工場を誘致することが考えられます。

なお、キリンビール工場においては、約200名が雇用されていた経緯があることから、同水準あるいはそれ以上の雇用規模を目指します。

challenge <短期> — 企業立地優遇制度の創設 —

企業立地に対して町独自の企業立地補助制度を創設します。例えば、栃木県を代表する農産品であるイチゴは、季節性が強く、年間を通して需要が強いイチゴケーキ等の加工需要に対応できていませんが、植物工場であれば対応が可能です。また植物工場で生産される商品はイチゴを始め、鮮度が問われるものも多くあります。とちおとめやスカイベリーの種苗が入手しやすく、首都圏とのアクセスが改善される高根沢町の立地が生きる分野です。

さらに、真岡市に日本有数の製材工場が立地したように、後背地の林産資源や茨城港、首都圏との結節点にある高根沢町は、次世代製材所であるCLT（耐震耐火パネル、木造ビルが可能）工場の立地ポイントとしても魅力的です。

このような、高根沢町の特色が活かせる分野に対する企業立地優遇制度を創設します。

ただし、近年、キリンビールの撤退によって製造業の生産額が大きく減少したことに見られるように、産業ポートフォリオの観点から一部の大型事業拠点に過度に依存するリスクも認識することも必要ですが、高根沢町が属する宇都宮・芳賀工業地区については、輸送用機器等の日本が得意とする相互調整やチームワークがものをいう「すり合わせ型」の産業が多くなっているため、こうした産業については、当面は、相対的には安定した産業ポートフォリオを構成するといえます。

また、高根沢町民の分野別就業状況を確認すると、製造業が最も多く、製造業の他市町村勤務比率は約8割となっています。定住人口4万人に向けた企業誘致活動については、高根沢町内に限らず、近隣市町への事業拠点の立地が高根沢町民の就業機会の拡大に繋がるという点も認識する必要があります。他方、工業団地である「情報の森とちぎ」のように、多くの従業者が他市町に居住しているというケースもあり、企業誘致と定住人口の関係には留意が必要となっています。

challenge <短中期> — 中小企業支援制度の拡充 —

就労機会の拡大対策としては、企業誘致だけでなく、町内企業の撤退等を抑制する取組み、つまり中小企業支援制度を拡充していく取組みが必要と考えます。

「設備投資支援」、「特許権等取得支援」、「BCP（災害や事故があった場合に、復旧や継続する業務を予め定めておく計画）策定支援」、「販路開拓（展示会、見本市、商談会等）支援」等、社会情勢や企業のニーズに応じ適宜支援制度を拡充していくことで、企業にとって、高根沢町に立地しているメリットを感じてもらえる環境を整備していきます。

challenge <中長期> — 新しい産業団地 —

高根沢町のアクセス、地震安全性等は、長期的にみて、工場立地価値が上昇すると思われます。北関東自動車道が2011年に全通していることに加え、圏央道も完成に向かっていているなど（2015年北部全通）、関東平野の高速道路交通インフラは急速に改善しつつあります。また、2020年には、宇都宮高根沢バイパスが開通し、高根沢町から北関東自動車道までのアクセスは飛躍的に向上します。

これら交通インフラの整備や、東日本大震災等を契機としたBCP（防災）対策の進化、円安やカンントリーリスクの進展を背景とした国内工場回帰等から、北関東自動車道周辺は日本有数の新規工場立地ポイントとなりつつあり、中長期的には、キリンビールの跡地のみならず、新しい工業団地建設へのニーズが高まることが予想されます。

栃木県における産業団地のスケールは、キリンビール跡地程度の面積数十ha、雇用数百人から、清原工業団地の400ha、1万人まで幅広く、96ヶ所あります。開発規模は土地の条件やニーズによりますが、中長期的には清原クラス（400ha）まで開発することも不可能ではありません。中長期的な視点から新しい産業団地の整備も視野に、企業を誘致します。

先進事例 ～就労機会の拡大～ （茨城県つくば市・北海道苫小牧市）

首都圏への近接性と、人的資本を活かした企業誘致で成功を収めているのが、茨城県つくば市です。近年の立地としては、伊藤ハム、プロピア、アステラス製薬、田中貴金属工業、オリエンタルモーター、日本ジェネリック、理想科学工業などがあります。立地理由としては、新たな研究開発拠点として、関東圏に手頃な価格の土地・建物を探していたことや、筑波大学をはじめ産学官の研究所が多くあり、最新情報の交流が容易に行えることがあげられています。

また、特に最近注目されているのが植物工場です。植物工場はオランダのノウハウを適用するなど進歩が著しく、例えば苫小牧東部工業団地では、「ベビーリーフ&トマト」と「イチゴ」のオランダ型大規模植物工場が建設中です。



ソーシャルビジネスの振興による就労機会の拡大

高根沢町の商業はJR宝積寺駅及び仁井田駅の商店街を中心として維持されてきましたが、空き店舗や店舗から専用住宅への建替えが増加し、「町民意識調査」の実感度においても「商工業の活性化」が最下位という結果が示されました。他方で、主要地方道宇都宮那須烏山線沿いには、郊外型の中規模店が進出し、商業構造の変化も見られます。

転出入者、町民代表者いずれからも、「身近な場所での買い物の利便性が低い」という相当数の意見が寄せられていることから、『定住人口4万人』に向けては、町民の皆さんのニーズに合った商業構造が求められているといえます。

新たな商業という点で、可能性を秘めているものがソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）です。ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）とは、環境、福祉、観光、子育て支援等、地域が抱える様々な課題に対して、町民の皆さん、企業、NPO等多様な主体が協力し、地域の資源を活かしながら、ビジネス的な手法で課題解決しようとする事業のことです。

ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）が推進されることは、『定住人口4万人』への挑戦の観点からも、コミュニティの意識醸成が促進される、新たな起業や就業機会を生むことに繋がるものと考えますので、行政としては、ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）が推進されるための側面的支援（情報提供・議論への参画等）の強化が必要です。

challenge <短中期> — 中心市街地活性化計画（※再掲） —

「1 地域コミュニティの再編・再構築」における「多様な主体による柔軟な協働事業」と併行しながら、2000年に策定した「高根沢町中心市街地活性化基本計画」について、「商業構造」「就業機会」の観点からも、再検証（見直し）を行います。

「地域コミュニティ活性化」、「異業種連携（高根沢町版6次産業化）」、「観光情報発信拠点」あるいは「都市住民との交流拠点」等、考えられる宝積寺駅周辺の今後の可能性を探ります。

challenge <短期> — 「ちよつ蔵広場」を核とした各種イベント開催 —

「就業機会の拡大」の観点から、NPO法人等が「ちよつ蔵広場」等で開催するイベントを支援し、拡充していきます。有名建築家（隈研吾氏）によるデザインというアート性の高さ、大谷石の米蔵の再生という歴史的価値の高さから、訴求力の高い「ちよつ蔵広場」をこれまで以上に活用していきます。

交流人口が高根沢町に慣れ親しむためのコミュニティ・イベントや首都圏マーケットからの観光客への訴求を企図したイベントを開催します。イベントのタイプに応じて、多様な主体の横断的連携のもと、ちよつ蔵ホール、広場、情報発信館、商工会館等を効果的に活用します。

起業支援

住宅の供給により定住人口の増加が軌道に乗ることで、子育て世帯に対する出産・育児・教育等のサービスについても就労機会が拡大すると想定されます。そのため、起業支援を強化するとともに、多様なビジネスが可能となる環境を整えることが必要です。その際の法人形態については、株式会社に限らず、コミュニティサポートやコミュニティビジネスにおいて役割を担っている志民によるNPO活動についても支援を拡充する必要があります。

challenge <短期> — 起業支援の拡充 —

商工会が実施する「夢咲く創業支援塾」や、民間企業が実施する「起業セミナー」等の活動に対して、側面的な支援を強化します。

子育て関係のコミュニティビジネスや、地域資源を活かした異業種連携ビジネス等、高根沢町において起業・創業を検討している潜在的な人的資源を捉まえることができるよう、情報の一元化、ワンストップ窓口等を整えていきます。

challenge <短期> — NPO支援施策の拡充 —

「町民（各種団体）自らが積極的に繋がりを求め、顔の見える関係を築く」という意識が強い中、志民が主導する協働によるコミュニティサポート、コミュニティビジネスを振興するため、NPO支援制度を拡充します。

高根沢町において起業・創業を検討している潜在的な人的資源を捉まえることができるよう、情報の一元化、ワンストップ窓口等を整えていきます。

4 “たかねざわ”の姿4（定住人口増加に向けた施策の展開）

『定住人口4万人』への挑戦にあたっては、「1. 地域コミュニティの再編・再構築」、「2. 土地利用の見直し」及び「3. 就労機会の拡大」に焦点をあて、可能性や方向性を見出し、強い意思を持って集中的に、長期的に取り組んでいくことが重要ですが、取り組むべきことは、それだけではありません。

現時点で高根沢町が取り組んでいることを検証し、それらを『定住人口4万人』の観点から組み直していく（改善していく）ことも、また一つの重要な戦略と考えます。

ここではそういった観点から、高根沢町の各行政分野の既存の取組みを網羅的に検証し、取組みの新たな可能性や方向性を示すものです。

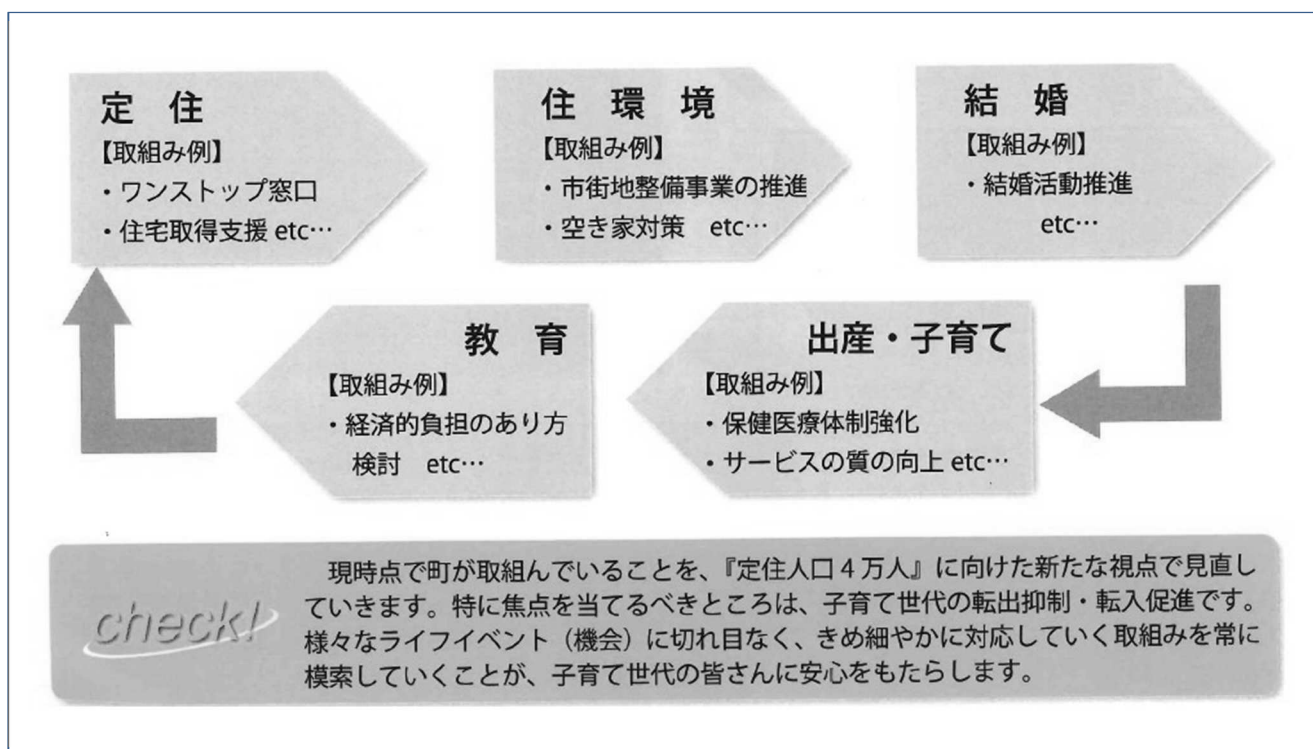
特に検証にあたっては、ポイントとなる子育て世代の定住促進（「転出抑制」及び「転入促進」）に焦点をあてます。

また、行政分野に偏りがあってはなりません。

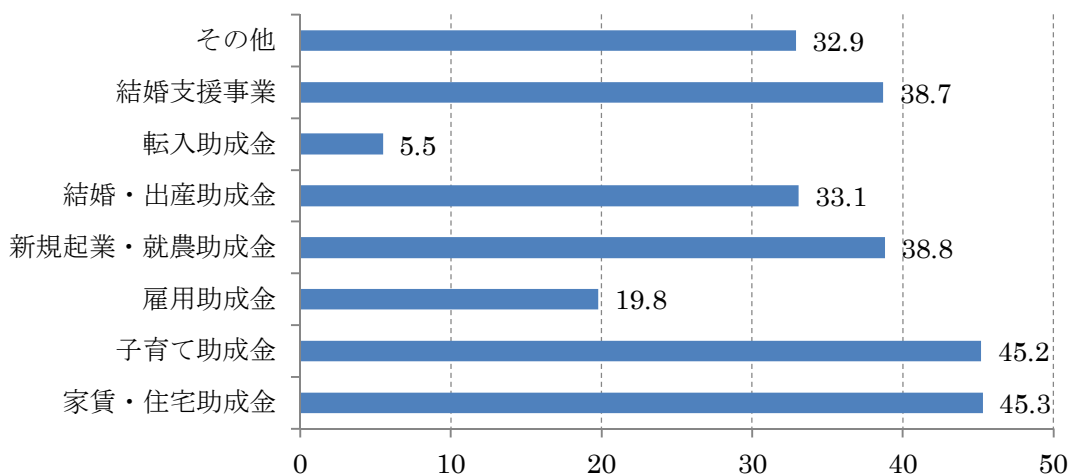
手続き（移住、結婚等）、保健医療・福祉（出産、子育て等）、教育・文化（教育、生涯学習等）、居住（住環境）あるいは就労（産業、経済）といった様々なライフイベントに対して、シームレスに、きめ細やかに対応していく方法を模索することが、子育て世帯に安心をもたらし、ひいては定住促進に繋がっていくものと考え、次の切り口から取組みを示しました。

1. 手続き 一定住関連制度、結婚推進施策—
2. 住環境 一空き家対策、住宅取得支援施策、—
3. 保健医療・福祉 一子育て支援施策—
4. 教育・文化 一学校教育、コミュニティ連携—

他方で、子育て世帯への訴求力を秘めている方策としては、手厚い財政的な支援（給付等）が考えられますが、これについては資源（財源）に限りがあることをふまえた上で、総論前記のとおり、地域経営計画や各行政分野別計画との定期的な調整の中で、目的や費用対効果を十分に検証しながら、慎重に検討を行っていきます。



【参考データ】若者定住促進策（％）



資料：財団法人地域活性化センター（2013）「若者定住促進施策の現状と課題」

◆ “目指すべき姿” に向けた3ステップ

challenge	時系列	1st step <短期> 2015 (H27) ~2025 (H37)	2nd step <中期> 2025 (H37) ~2035 (H47)	3rd step <長期> 2035 (H47) ~2050 (H62)
	定住情報センターの設置 【P146】		→	
定住奨励制度の創設 【P146】		→		
空き家データベースの創設 【P146】		→		
保育所の整備 【P147】		→		
ファミリーサポートセンターの拡充 【P147】		→		
学童保育の拡充 【P147】		→		
保健センターによる支援の充実 【P148】		→		
保健医療体制の強化 【P148】		→		
結婚活動推進 【P149】		→		
住宅取得補助制度 【P150】		→		
住宅ローン利子補給制度 【P150】		→		
幼児教育の質の向上及び無償化 【P151】			→	→
高等学校教育に係る一層の家計負担軽減 【P151】			→	→
公共施設の適正配置 【P151】		→		

定住関連制度のワンストップ・一元化

内閣府のアンケート「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月）によれば、東京都から移住を予定又は移住を検討したいと思っている人が増加している、さらに性別・年齢層別にみると、男女ともに10～20代で移住を予定又は検討したいと回答した人の割合が、比較的高くなっているという結果が示されています。

こうした潜在的なニーズを受け止めることのできる窓口を用意しておくとともに、積極的にPRすることで、着実に『定住人口増加』へと繋げていく必要があります。

challenge <短期> — 定住情報センターの設置 —

定住（居住、就労、生活支援など、二地域居住を含む。）についてのワンストップ相談支援体制を整備することを視野に、情報共有、集約及び整理等を進めます。

岡山県岡山市では、「移住・定住支援協議会」を設置し、就労や居住など移住に伴う相談を、市の窓口においてワンストップで担う体制を構築しています。

challenge <短期> — 定住奨励制度の創設 —

高根沢町に定住した人について、一定の条件の下、住宅取得、住宅賃貸、リフォーム等を対象として助成を行います。

群馬県桐生市では、住宅取得費用を最大200万円補助する事業を行っています。運用に際しては、住宅取得額の3%（上限50万円）をベースに、年齢、子どもの有無、立地場所、市内業者の利用の有無などに加算される仕組みになっています。

空き家対策の実施

定住人口の増加に向けて、空き家の活用も重要な課題です。魅力ある住環境の提供と防犯・防災対策の両面から、対策を講じていくことが必要です。

challenge <短期> — 空き家データベースの創設 —

町内の空き家情報を収集し、移住情報センター等を通じて、広く提供します。

群馬県では、古民家や空き施設をサテライトオフィスとして企業に活用してもらうため、県が市町村と協力して物件紹介事業を行っています。また山梨県山梨市では、使われていない工場を活用するため「空き工場バンク制度」を開始し、市は活用できる工場を募集し、所有者と利用希望者のマッチングを行っています。

子育て支援施策の充実

高根沢町の子育て支援施策については、待機児童ゼロ、相互援助を促すファミリーサポートセンターの設置、学童保育等が実施されており、「トレンド調査」において「子育て支援施設」に対して転出者が高い評価を示すなど、現在、充実した取組みがなされています。

今後『定住人口4万人』への挑戦にあたっては、小学校単位地域コミュニティごとのニーズをみながら、現在の施設、サービスなどを必要に応じて拡充（適正配分）していくとともに、人的資源の確保・サービスの質の向上等についても、不断に取組みを進めていくことが必要です。

challenge <短期> — 保育所の整備 —

現在7カ所（公立4カ所、私立3カ所）ある保育園は、定員655名であり、待機児童ゼロを実現していますが、定住人口4万人に向けて、小学校区を単位とするコミュニティごとに待機児童が生じないよう保育所を整備していきます。また、現在2カ所（私立2カ所）ある幼稚園（定員560名）についても、ニーズに応じ拡充していくとともに、人的資源の確保・サービスの質の向上等についても、不断に取組みを進めていきます。

challenge <短期> — ファミリーサポートセンターの拡充 —

子育て支援センターれんげそうに設置されている高根沢町ファミリーサポートセンターは、会員制で子育ての手助けをして欲しい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が、一定の料金設定の下で、お互いに助け合って子育ての相互援助を行うものです。

ファミリーサポートセンターは、高根沢町のようにコンパクトな町にあっては、単なる「利用⇔提供」のシステムではなく、「人と人との繋がり」、「コミュニティ」を醸成するツールとしても可能性を秘めているものです。小学校区単位地域コミュニティごとの設置や、民間サービスとのバランス等をも念頭におきながら、利用の促進を図っていきます。

challenge <短期> — 学童保育の拡充 —

昼間保護者のいない小学校児童に対して学童クラブを開所し、子どもたちの自主性を育みながら児童の健全育成を目指すもので、現在、NPO法人次世代たかねざわにより、小学校や児童館等8カ所（計322名）で実施されています。定住人口4万人に向けて、ニーズに応じて拡充を図っていくとともに、人的資源の確保・サービスの質の向上等についても、不断に取組みを進めていきます。

challenge <短期> — 保健センターによる支援の充実 —

安心して出産・子育てができるよう、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児相談、心理相談、離乳食教室、こども発達相談といった保健師、栄養士、助産師、歯科衛生士等による子育てを支援する相談を充実させます。

challenge <短期> — 保健医療体制の強化 —

子育て世代にとって、安心して医療、その中でも特に小児科・産婦人科医療を受けられる環境があることは、『定住人口4万人』に向けて、重要なアドバンテージになるものと考えられます。

地域医療体制について、町独自で取組みを行っていくことには限界がありますが、町の立場から、国県の取組みに対して可能な側面的支援を行っていくとともに、必要に応じて、関係機関に対して誘致の働きかけ等も行っていきます。

側面的支援の方法としては、医師確保対策への協力等が考えられます。国県等で実施されている、医学生から勤務医までの医師の養成課程（医師不足対策）における様々な支援（修学資金貸付、臨床研修案内、就職説明会、地域医療学講座、働きやすい病院づくり促進、再就業支援等）に対して、町として協力できる策を考え、実行していきます。

人材確保への側面的支援を行っていくことが、高根沢町の医療の拡充にも繋がっていくものと考えます。

先進事例 ～フィンランド政府が支給するマタニティボックス～

福祉国家として知られるフィンランドですが、戦前は乳幼児死亡率が非常に高く、その対策として、1938年から、低所得者層向けに、赤ちゃんを育てるのに必要なアイテムが一式入った段ボール箱を支給しています（マタニティ・ボックス）。今では所得にかかわらず全ての妊婦さんに贈られることになっています。

この「マタニティ・ボックス」には、衣類などの赤ちゃんを育てるために役に立つ品物がぎっちり入っていますが、段ボール箱と同じ大きさのマットレスも入っており、荷物を取り出した後はこの段ボール箱をベビーベッドとしても使えるようにしてあります。

結婚推進施策の創設

高根沢町において人口の大幅な社会増減となっている 21-40 歳の住民の定着を図るため、生活環境の整備に合わせて未婚男女が出会う場の提供が重要と考えられます。

若い世代の皆さんの意見を取り入れながら、そして、PR方法を工夫しながら、訴求力を持った手法を検討していきます。

challenge <短期> — 結婚活動推進 —

未婚者の情報収集と提供、結婚相手の紹介、未婚男女交流の場の提供（マッチングイベント）等を、小学校区を単位とするコミュニティごとに展開することで、結婚・子育て世代の定着を図ります。大分県豊後高田市では、人口 3 万人を目指して、市内に居住する独身者に対して出会いや結婚を応援する出会い応援（婚活）事業を実施しています。

先進事例 ～定住人口拡大に向けた施策の拡大～ （大分県豊後高田市）

大分県豊後高田市では、人口 3 万人を目指して、市内に居住する独身者に対して出会いや結婚を応援する出会い応援（婚活）事業を実施しています。市や豊後高田市婚活推進協議会が実施しています。

<婚活サロン>

縁結びお世話人や独身者の親御さんをはじめとして、誰でも気軽に「婚活や縁結び」について話ができるサロンを設置。

<縁結びお世話人>

独身男女の縁を結び、結婚、そして定住まで導く『縁結びお世話人』を市が養成講座を実施して認定。「縁結び」に成功したお世話人さんへは『縁結びお世話人奨励金』として 10 万円の縁結び奨励金を支給。

<婚活応援隊>

独身男女が出会うための交流会、結婚を推進するための講習会などを開催する婚活応援隊登録団体や、独身男女の交流イベントを開催する婚活応援隊に登録している飲食店に奨励金を支給。

<イベント>

独身者向けパーティーや月に一度の「ツキイチコンパ」などを開催。

<マリッジサークル>

独身者の出会いを応援する登録無料の情報発信サークルを開設。出会い応援イベントなどの情報を会員にメールで提供。

住宅取得支援施策の創設

土地利用の見直しによって住宅の供給を促す際には、需要サイドの住宅購入者に対して、支援施策を講じる必要があります。

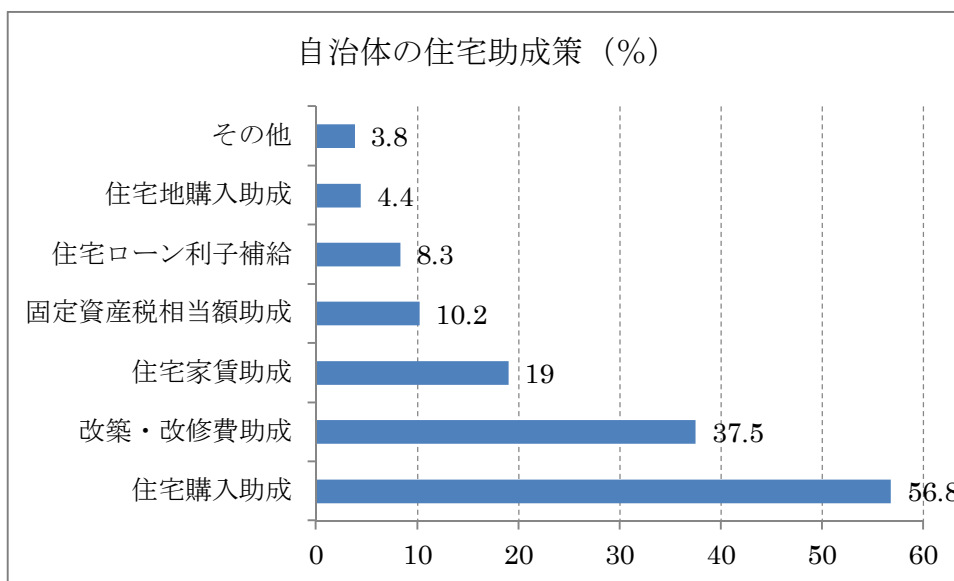
具体的には、町による住宅取得補助や、地域金融機関との協働による各種ローン利子優遇商品等の開発が効果的と考えられます。

challenge <短期> — 住宅取得補助制度 —

町民の持ち家取得を促すため、住宅取得資金の一部を助成します。その際に、県産材や県加工材を利用した場合に助成を厚くすること等で、住宅と就業の相乗効果を図ることを検討します。真岡市に日本有数の集成材工場が立地（ファーストウッド）したように、林業や製材工場は企業誘致の観点からも重要な産業となりつつあるためです。

challenge <短期> — 住宅ローン利子補給制度 —

地域金融機関と連携し、住宅ローンに対して利子補給を行います。高根沢町の市街化区域の特徴としては、「貸家に住む割合」（住宅・土地統計調査）が40%、「貸家に1人で住む世帯」が25%と県内で最も高いことが特徴であり、持ち家の取得を円滑化することで結婚・子育て世代の定着を図ります。



資料：財団法人地域活性化センター（2013）「若者定住促進施策の現状と課題」

学校教育費の負担軽減

1 夫婦当たりの理想子供数は 2.42 人であるのに対し、夫婦の最終的な平均出生子供数が 1.96 (2010 年、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」) に留まる理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60.4%) となっています。こうしたことから、子育て世帯の定住を促すためには、学校教育費の負担軽減が重要です。

challenge <中長期> — 幼児教育の質の向上及び無償化 —

定住人口 4 万人に向けたニーズ量の拡大に応じて、小学校単位の新たなコミュニティごとに、幼稚園、認定保育園を整備し、幼児教育の質を維持・向上します。また、幼児教育の段階的無償化を目指します。

challenge <中長期> — 高等学校教育に係る一層の家計負担軽減 —

高等学校教育について、給付型支援の拡充を目指します。また、高校卒業時の就職を支援するため、町内企業とのマッチングを行います。

資源の配分

「1 地域コミュニティの再編・再構築」に前記したとおり、地域資源には限りがあります。本論における各種取組み(サービス)にあっても、『定住人口 4 万人』の取組みの過程を適宜注視しながら、「全体最適」の観点のもと、各単位地域コミュニティへ地域資源を適正配分しつつ、それらのリンク(ソフト及びハード双方からの環境整備)を考えていくことが必要です。

challenge <短期> — 公共施設の適正配置 —

定住人口 4 万人に向けて、町民の皆さんのニーズに応じサービスを拡充していくとともに、公共施設をはじめ、限りある資源を適正配分していきます。また同時に、地域資源の質の向上についても、不断に取組みを進めていきます。

【参考】『定住人口4万人』への挑戦 体系表

challenge	<短期>	<中期>	<長期>	掲載頁
目指すべき姿1（地域コミュニティの再編・再構築）				
意識醸成				114
多様な主体による柔軟な協働事業				119
中心市街地活性化計画				119
地方自治法による地域自治区				120
コミュニティ拠点の整備				121
地域包括ケアシステムとのリンク				122
デマンド交通の拡充				123
目指すべき姿2（土地利用の見直し）				
低未利用地情報の共有				127
市街化区域の拡大				127
市街地利用の高度化				127
優良田園住宅制度の活用				128
特区制度の活用				128
市街化調整区域の宅地化①（都市計画法第34条第10号）				129
市街化調整区域の宅地化②（都市計画法第34条第11号）				129
市街化調整区域の宅地化③（都市計画法第34条第12号）				129
市街地整備事業の推進				131
住宅が循環する仕組みの構築				132
目指すべき姿3（就労機会の拡大）				
営農支援事業の拡充				136
担い手農家への農地集積の促進				136
園芸農業の支援拡充				136
高根沢町版6次産業化の取組み推進				137
企業誘致体制の強化				138
キリンビール跡地への製造業拠点の誘致				138
企業立地優遇制度の創設				139
中小企業支援制度の拡充				139
新しい産業団地				140
中心市街地活性化計画（※再掲）				141
「ちよっ蔵広場」を核とした各種イベント開催				141
起業支援の拡充				142
NPO支援施策の拡充				142
目指すべき姿4（定住人口増加に向けた施策の展開）				
定住情報センターの設置				146
定住奨励制度の創設				146
空き家データベースの創設				146
保育所の整備				147
ファミリーサポートセンターの拡充				147
学童保育の拡充				147
保健センターによる支援の充実				148
保健医療体制の強化				148
結婚活動推進				149
住宅取得補助制度				150
住宅ローン利子補給制度				150
幼児教育の質の向上及び無償化				151
高等学校教育に係る一層の家計負担軽減				151
公共施設の適正配置				151